

業 務 委 託 契 約 書

業 務 名 称	患者等給食業務委託												
契約金額 (概算) (年額)	十億			百万			千			円			
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額													
予定総額 (概算)	十億	百万	千	円	月額料金 (概算)			百万	千	円			
うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額	¥						うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額						
履 行 期 間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで												
履 行 場 所	大阪社会医療センター附属病院 (大阪市西成区萩之茶屋1丁目11番6号)												

上記業務の委託について、委託者と受託者及び業務代行者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約を証するため本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、委託者と受託者は各自1通を保有し、業務代行者はその写しを保有する。

令和 年 月 日

委 託 者 住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

受 託 者 住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

業務代行者 住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

(目的)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、医療の一環として提供される入院患者に対する給食業務の趣旨を認識のうえ、疾患治療あるいはその効果を高めるために必要となる栄養源の補給を行うことを目的とする。

(業務内容)

第2条 本業務の内容は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に定める内容とする。

- 2 業務の遂行について甲より指示のあった場合、乙はこれに従う。
- 3 仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議する。

(履行期間の変更)

第3条 履行期間内に甲の施設の移転事業が実施され、業務内容に大きな変更が生じ、契約の継続が困難と判断される場合、履行期間が延長又は短縮されることがある。この場合において、乙に生じるすべての損害に対し、甲はその責を負わない。

(契約金額の支払)

第4条 月額料金は、次のとおりの管理費と、当該月の給食数を乗じた食材費の合算とする。

項目		金額 (税別)
管理費		円/月
食材費 (患者用給食)	朝食	円/食
	昼食	円/食
	夕食	円/食
	パン食	円/食
食材費 (職員用給食)	昼食	円/食
	夕食	円/食
	米飯・汁	円/食

- 2 乙は、月額料金に消費税及び地方消費税を合算した金額を翌月10日までに甲に請求し、甲は受理した月の末日までに銀行口座振込により乙に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 甲の委託業者へ給食を提供したときは、その委託業者の職員個人へ請求書を発行し、指定日までに徴収し領収書を発行する。

(善管注意義務と損害賠償義務)

第5条 乙は善良なる管理者としての注意をもって本業務を履行する。

- 2 乙の業務従事者の故意または過失により、甲の施設・物件・第三者に損害を与えたときは、事由を問わず、乙はその責任を負う。
- 3 乙が本契約の条項に違反したとき、または本業務の遂行にあたり甲または第三者に損害を与えたときは、乙は損害賠償の責任を負う。

(法令上の責任、遵守)

第6条 乙は、乙の業務従事者に対して「労働基準法」「労働者災害補償保険法」その他関係法令上すべての責任を負う。

(秘密情報の保持)

第7条 乙は、本業務の遂行に際して知り得た秘密情報について、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しない。契約有効期間中のみならず、契約終了後も同様とする。

2 乙は、特に個人情報については、その保護の重要性を認識して適正に取扱い、「個人情報の保護に関する法律」その他関連法令及び関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを遵守するとともに、甲の定める「個人情報保護規程」「情報管理規程」を遵守する。

(費用の分担)

第8条 費用区分については、仕様書に定めるとおりとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲に書面を提出し、その承諾を得たときはこの限りではない。

(業務の代行)

第10条 乙は、労働争議、業務停止の事情により本業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として、公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「丙」という。）を指定しておくものとする。乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行する。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除)

第11条 履行期間中に本契約を解除するときは、3か月前までに相手方に申し出を行い、甲乙協議する。なお、途中解除は、互いに非がない場合及びやむを得ない事由があると認められる場合のみ可とする。

2 甲は、乙が次の各号に該当したときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙に生じるすべての損害に対し、甲はその責を負わない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結または履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり甲の指示に従わないとき、または職務の執行を妨げたとき。
- (4) 故意または過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 第2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、頭書の予定総額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第11条の2 甲は、乙が次の各号に該当したときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙に生じるすべての損害に対し、甲はその責を負わない。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
 - (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されているような関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、頭書の予定総額の100分の20に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

（契約金額又は業務内容の変更）

第12条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動、第4条に掲げる給食数の大幅な変動又は仕様の変更等により作業材料及び労務賃金等に増減が生じた場合、甲乙協議の上、契約金額又は業務内容を変更することができる。

（業務の引継ぎ）

第13条 委託の終了もしくは解除により、他の委託業者に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力する。

（修補義務）

第14条 乙は、業務の内容が仕様書または甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

（紛争の解決）

第15条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、第三者に仲裁を依頼する。

2 紛争解決のために要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙平等に負担する。

（補則）

第16条 この契約書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議する。